平成２４年（フ）第５８号
宮城県角田市梶賀字西92番地１
債務者　佐藤　　淳
１　決定年月日時　平成24年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第６５２号
神戸市東灘区魚崎南町５丁目７番３―411号
債務者　大村　靖志
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８０２号
神戸市垂水区桃山台５丁目17番地の２　県住４―405号
債務者　上野　優和（旧姓畑野）
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８０８号
神戸市中央区八雲通６丁目１番13号　水月荘２Ｆ10号
債務者　小松　幸男
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８５５号
神戸市兵庫区松原通１丁目２番17―102号、従前の住所神戸市北区ひよどり台１丁目１番地　112棟504号
債務者　湊　　由貴（旧姓中島）
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８４号
兵庫県宝塚市米谷２丁目10番19号
債務者　上山　博正
１　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２５３号
兵庫県宝塚市中山五月台７丁目１番213号
債務者　石部　敏子
１　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２７８号
兵庫県宝塚市伊子志３丁目13番24号ローゼンハイムⅡ105、前住所兵庫県宝塚市伊子志４丁目１番64―518号
債務者　池ケ谷京子
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２９３号
兵庫県伊丹市北本町２丁目141番地１フレスカ北本町308号
債務者　谷口　裕美
１　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第５７号
兵庫県豊岡市栄町1118番地　市営栄町住宅１―402号室
債務者　吉村　直樹
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第２１２号
愛媛県松山市和気町２丁目746番地２
債務者　樋口　裕子
１　決定年月日時　平成24年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７１号
福岡県大川市大字三丸800番地１　エヴァ大川703号
債務者　石橋すま子
１　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
宮崎市東大宮２丁目28番12号　長友コーポ201号
債務者　栗原　正彦
１　決定年月日時　平成24年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５２号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町33番地５　河野ビル506号
債務者　入来　　栄
１　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第５３号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町33番地５　河野ビル506号
債務者　入来　節子
１　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第２４７号
盛岡市玉山区好摩字上山１番地33　佐々木荘201号
債務者　菊地　真樹
１　決定年月日時　平成24年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６３号
石川県能美市大浜町マ170番地３、従前の住所石川県河北郡津幡町中橋イ15　ＨＫパティークⅠ102号
債務者　無量江真寿美
１　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
金沢地方裁判所小松支部